

声明

「冤罪犠牲者の救済」という本来の目的に沿った再審法の改正を！ 再審法「改正」案の閣議決定にあたって

2026年5月15日

日本国民救援会
会長 伊賀カズミ

5月13日、自民党の法務部会と司法制度調査会の合同会議は再審法見直しにかかる法務省案を了承し、法案は本日の閣議決定を経て国会に提出される運びとなった。同じく本日、中道改革連合、チームみらい、日本共産党は、再審開始決定に対する検察官の不服申立て（抗告）の全面禁止や検察官証拠の開示など超党派議連（えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟）案にもとづく改正案を衆議院に提出した。

そもそも再審法改正は、「冤罪犠牲者の救済」のために、刑事訴訟法の「再審」規定を改正することが目的であった。

政府（法務省）は当初、冤罪を作り上げ、その反省も全くない検察官が事務局を務めた法制審議会の答申をもとに法案を作成し、自民党に提示した。その内容は、検察官の証拠開示を極端に限定し、再審開始決定への検察官抗告を容認するなど、その内容は「改正」の名に値せず、再審妨害・救済阻止というべきものである。

このような法務省の動きに対し、袴田ひで子さんや前川彰司さんなど冤罪犠牲者や多くの市民、元裁判官、学者などが抗議の声をあげ、全国各地で宣伝や集会をおこない、証拠の全面開示、検察官抗告の全面禁止などを求めてアピールを広げていった。

これを受け、自民党の合同会議でも、超党派議連の議員を先頭に法務省案が厳しく批判され、自民党内の審査は異例にも2カ月近くにわたって紛糾し、法務省が三度の修正を余儀なくされたうえでの閣議決定である。

その結果、検察官抗告など法務省の目論見を完全には通すことはできなかった。

しかし、閣議決定された法案は、争点とされた再審開始決定に対する検察官の抗告禁止について、例外規定という新たな「抜け道」がつくられ、冤罪救済のための重要な証拠開示制度も現状より後退する規定や、救援運動（大衆的裁判闘争）・報道を阻む開示証拠の目的外使用の禁止など、重大な問題点を残したままである。

上記のような重大な問題点を残す法案をこのまま国会で成立させてはならない。

国民救援会は、「冤罪犠牲者の救済」という法改正の本来の目的に沿った超党派議連案にもとづく国会審議を求め、再審法の改正を勝ちとるため、思いをともにするみなさんと力をあわせ、引き続き全力で奮闘する決意を表明する。